

7月（令和5年第6回）臨時会を開催しました

会期 7月25日～8月7日



議員報酬を引き下げます

7月臨時会では、直接請求に基づく議案第53号、議員提案による発議第2号の順に審議が行われ、議案第53号は賛成少数で**否決**され、発議第2号は全会一致で**可決**されました。

報酬（月額）	否 議案第53号 （直接請求）	可 発議第2号 （議員発議）
議長	550,000円	557,000円
副議長	490,000円	493,000円
議員	450,000円	450,000円
施行期日	記載なし	令和5年10月1日



直接請求って
どういう意味？

直接請求とは、選挙権を有する者が一定数以上の連署を集めることで、その代表者から市長等に対して条例の制定や改廃等を請求することができる制度です。

たくさんの
手続きがあるから
直接請求をするのは
とっても大変なんだ。
それほど強い
思いが込められていると
いうことだね。



Q

なぜ直接請求がされたの？

A

まず、議員報酬（月額）の現行と、笠岡市特別職報酬等審議会（以下、報酬審）の答申額をご確認ください。 ※報酬審とは市長の諮問に応じ、市長や議員等の報酬額について審議するために設置されたものです。市内の公共的団体等の代表者や、その他住民の方10名をもって組織されています。

報酬（月額）	現行額	特別職報酬等 審議会答申額
議長	600,000円	557,000円
副議長	540,000円	493,000円
議員	500,000円	450,000円



現行の報酬額に関しては、議員年金が廃止され、退職金もない中、若い世代の立候補を促すためにも社会的保障が必要不可欠であり、そのためにも一定の報酬が必要と判断し、報酬額を定めたものです。

●議案第53号（市民団体からの直接請求）の内容

直接請求の趣旨は、市議会議員の報酬月額を報酬審の答申どおりの額にするよう求めるものです。しかし、改正案の報酬額については、報酬審の答申額より議長が7千円、副議長が3千円、それぞれに差異があり、さらに、施行期日の記載がありませんでした。

直接請求により市民から提出された条例案については、地方自治法に基づき、市長は意見を付し、議会に提出することとされています。